

府 監 第 2134 号
平成 19 年 3 月 12 日

(請 求 人) 様

大阪府監査委員	磯 部	洋
同	井戸根	慧 典
同	隅 田	康 男
同	東	武

住民監査請求について（通知）

平成 19 年 2 月 23 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『 1 請求の趣旨

監査委員は、大阪府知事及び大阪府教育委員会に対し、市町村立学校の府費負担の教職員に対する給与の支給に際し、地方公務員法第 25 条及び職員の給与に関する条例に違反する各種掛金等の控除を停止し、かつこれらの控除の事務（以下「諸控除金事務」という。）を大阪府教育委員会事務局職員及び学校事務職員の業務としてはならないとの勧告をすることを求める。

2 請求の理由

(1) 給与事務と「諸控除金事務」について

大阪府知事及び大阪府教育委員会は、大阪府給与条例に基づき、教職員の給与及び諸手当の支給事務を行っている。その際、地方公務員法第 25 条の特例として条例で認めていない「諸控除金事務」も「教職員への利便性の提供」と称して同時に処理している。

「諸控除金」とは、大阪府教職員互助組合の掛金・償還金、教職員共

済生活協同組合の掛金・保険料、大阪教職員組合共済会の掛金・保険料、大阪学校生活協同組合の購入代金・保険料、大阪府教職員組合、大阪教職員組合、大阪府公立学校管理職員協議会の単組費・分会費、教職員それぞれが所属する学校の親睦会費・PTA会費・給食費等を指す。

また、「諸控除金事務」とは、本人の申し出に基づき「大阪府教職員親睦会連合会」が取りまとめ、株式会社りそな銀行との契約に依り、個人口座からの自動振替を行うと言うものである。

大阪府知事、並びに大阪府教育委員会は、「大阪府IT推進プラン」に基づき、平成18年10月より「総務サービス事務の市町村への展開」として、上記給与事務と「諸控除金事務」他を、大阪府教育委員会のホストコンピュータとネットワークされ、それぞれの所属に配置されたIT端末をもって入出力することとした。ただし、当面「諸控除金」の新規申し出・変更申し出については、従来の紙様式の「諸控除金計算書」に依る事となっている。なお、それぞれの所属でIT端末に依り入出力の業務を専ら行うのは、IDを与えられた学校事務職員である。

(2) 「諸控除金事務」の違法・不当性について

給与等の支払事務は、地方公務員法及び大阪府給与条例に基づき行われなければならない。給与支払者である大阪府教育委員会が給与等から天引き出来る控除金は、法令または条例によって認められた「法定控除」のみである。

大阪府教育委員会も、これまで「諸控除金事務」は給与事務とは別のものであり、個人と「大阪府教職員親睦会連合会」と株式会社りそな銀行の三者の契約に依り執り行われているものであると説明してきた。

しかし、今般の「総務サービス事務の市町村への展開」の実施経過の中で、「大阪府教職員親睦会連合会」なる組織が有名無実の存在であり、実質的に「諸控除金事務」を電算処理しているのは大阪府教育委員会本人であること、その電算処理のシステム開発は「総務サービス事務」のシステム開発に含まれ一体であること、恩恵を受けている諸団体は1円のシステム開発料やシステム利用料金、振替手数料も支払っていないこと等々が明らかになった。

つまり、「諸控除金事務」は「教職員への利便性の提供」と言うよりも「特定団体への便宜供与」と言うべき内容となっている。

前記のとおり「諸控除金」とは、任意の団体に対する掛金・組合費・購入代金・借入金に対する償還金・保険料・会費等であり全く個人的なものである。これらの個人的経費の支払い手続きを大阪府知事及び大阪

府教育委員会が、大阪府のIT推進事業の一環として多額な財政支出をもってシステム開発し、運用していること。その個人的経費の支払い手続きを、業務として勤務時間中に、大阪府教育委員会事務局職員及び学校事務職員に強制していることは、給与支給に関する地方公務員法等の法令や条例に違反するとともに、大阪府教育委員会自らが地方公務員法第35条の職務専念義務違反となる「業務」を職員に命じていることになる。

以上の2点から、前記控除を行うこと及び控除事務を職員に行わせる「諸控除金事務」を大阪府及び大阪府教育委員会が行う事は、違法・不当である。

(3) 大阪府及び大阪府教育委員会の財政支出について

大阪府は、平成14年5月に「大阪府総務サービス整備運営事業に係る入札手続」を開始し、8月にNTT・松下電器・富士通等三者の企業連合が約35億円で落札、9月に契約締結した。

その後も、大阪府教育委員会として平成15年度に、総務サービスセンターの平成16年度開設に向けた準備のため他で482,066千円、平成16年度には総務サービスセンターの運用と小中学校へのネットワーク化の検討のため他で684,563千円を予算化し執行した。

特に、平成16年度は小中学校へのネットワーク化が登場し、これが平成18年10月の「総務サービス事務の市町村への展開」となった。平成17年度には、852,296千円が予算化された。その内には「市町村への展開」のため、ネットワークの構築と運用に67,216千円、現行総務サービス事務システムの改修と開発に185,058千円、ネットワーク・パソコン等のリースに33,200千円、職員等の事前研修に14,277千円が含まれる。平成18年度もほぼ同様の内容で774,703千円が予算化された。

そして、これらの予算・事業の中に「諸控除金事務」の電算システム化・運用も含まれている。総務サービス事務関係予算・事業とも一体で行われているため、残念ながら「諸控除金事務」関係だけの予算額を示すことは不可能である。

(4) 個人的経費の支払の「業務化と勤務時間中の処理」について

大阪府教育委員会は、教職員個々から提出のあった「諸控除金計算書」のデータを株式会社りそな銀行に提供し、株式会社りそな銀行は、教職員が登録した口座より給料支払日に関係する団体口座へ自動振替を行っている。この教職員が登録した口座とは、教職員が給与の銀行振込を希

望する際に提出する「給与口座振込申出書」で必ず登録しなければならない「A口座」で、株式会社りそな銀行の口座に限定されている。

また、この口座が、「振込内訳」の「掛金口座」と連動し、「掛金口座」も「A口座」に限定されている。

以上の資金の流れは、教職員の給与の銀行振込制度導入時の昭和62年4月発行「給与口座振込関係報告書作成の手引き」24頁に記載されているが、ここでの「大阪府教職員親睦会連合会」の業務は、実際には大阪府教育委員会事務局職員が行っている。

これらの「諸控除金事務」で、大阪府教育委員会では成し得ない事務の一例を記しておく。多くの単組の組合費の設定は、組合員の賃金の多寡と連動しており、昇給等で賃金が上がれば組合費もあがる。大阪府教育委員会は、単組からのデータ提供に依るのではなく、自ら持つ教職員個々の給与データに基づき単組組合費を決定し、株式会社りそな銀行にそのデータを提供し、単組口座への振替を行っている。

「総務サービス事務の市町村への展開」が開始された平成18年10月分給与より学校現場では、これまで大阪府教育委員会が作成していた給与明細書を、学校事務職員が、配置されたIT端末により作成し、教職員個々へ配布することとなった。同時に、これまで別に作成されていた「諸控除金事務」に基づく「掛金等内訳書」もIT端末に配信され、学校事務職員が作成しなければならない状況になった。これらは、IT端末操作が、IDを与えられた学校事務職員でしか成し得ないからである。

これまで所管不明の事務であった個人的経費の支払い手続きである「諸控除金事務」が、大阪府教育委員会事務局職員、並びに学校事務職員によって、勤務時間中に「業務」として処理されている実態がある。

(5) 事実関係を示す添付書類について

- ア 「大阪府教職員親睦会連合会規約」、及び「(別表)」
- イ 「平成15年度当初予算(案)の概要」(抜粋)
- ウ 「平成16年度当初予算(案)の概要」(抜粋)
- エ 「平成17年度当初予算(案)の概要」(抜粋)
- オ 「平成18年度当初予算(案)の概要」(抜粋)
- カ 「諸控除金計算書」
- キ 「給与口座振込申出書」
- ク 「給与口座振込関係報告書作成の手引き」
- ケ 「給与明細書」
- コ 「給与明細書(本人配布用)の配信について」

- サ 「掛金等内訳書」
- シ 「諸控除金関係報告書の記入方法」

3 大阪府の損害と「求める措置」

このように「大阪府IT推進プラン」に基づく事業の中で、個人的経費の支払い手続きで、特定団体への便宜に供与するための「諸控除金事務」のシステム開発や運用が継続して行われ、多額の違法で不当な財政支出が行われた。また、このままでは今後も引き続き行われて行くのは明らかである。

加えて、個人的経費の支払い手続きで、特定団体への便宜供与のための「諸控除金事務」の処理のために、大阪府教育委員会事務局職員及び学校事務職員が動員されることにより、彼等の給与費の一部が当てられることは、二重に違法で不当な財政支出を行うこととなる。

よって、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添えて、請求の趣旨記載のとおり必要な措置を請求する。

なお、本来ならばこれまでの「総務サービス事務」のシステム開発・運用に要した経費の内から、「諸控除金事務」に関連するシステム開発・運用の経費の返還、大阪府教育委員会事務局職員、並びに学校事務職員の給与費の一部返還を求めるところであるが、測定不可能であるため、請求を行わない。』

第 2 地方自治法第 242 条第 1 項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求の対象となるのは財務会計行為等に限定されており、それ以外の事項に対する請求は住民監査請求の要件を欠く不適法なものというべきである。

- 2 本件監査請求において、請求人は、大阪府教職員互助組合の掛金・償還金、

教職員共済生活協同組合の掛金・保険料、大阪教職員組合共済会の掛金・保険料、大阪学校生活協同組合の購入代金・保険料、大阪府教職員組合、大阪教職員組合、大阪府公立学校管理職員協議会の単組費・分会費、教職員それぞれが所属する学校の親睦会費・PTA会費・給食費等は個人的な経費であり、大阪府知事及び大阪府教育委員会がこれらの支払手続きを大阪府教育委員会事務局職員及び学校事務職員（以下「事務職員等」という。）に業務として勤務時間中に行わせていることは地方公務員法等の法令や条例に違反しており、これら諸控除金の支払手続きに関する事務の差し止めを請求する旨主張している。

- 3 住民監査請求の対象となる財務会計行為等については、法第 242 条第 1 項に規定する公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、公金の賦課若しくは徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限定されている。

しかしながら、請求人が違法、不当であると主張する諸控除金事務において、システムへの入力等の事務を事務職員等に行わせることは、職務命令に基づく行為に過ぎず、さらに、諸控除金を府費負担教職員の口座から引去ることもいったん給与等が支払われた後の事務に係るものであることから、財務会計行為等のいずれにも該当しない。

なお、請求人は諸控除金事務に関連して、大阪府知事及び大阪府教育委員会が、大阪府のIT推進事業の一環として開発したシステム開発費及び運用に関する経費（以下「システム開発等経費」という。）並びに事務を行っている事務職員等の給与費の一部が違法、不当な財政支出であるとしているが、一方、この部分については本件監査請求では請求しない旨主張しているため、システム開発等経費及び事務職員等の給与費の支給については、本件監査請求の対象としていないと判断した。

第 3 結論

以上のとおり、本件監査請求は、法第 242 条第 1 項の要件を満たさない請求であるから却下する。